2024 年 1 月 18 日

第 101 回国際人権に関する研究会

「武力紛争とビジネスと人権～ロシアのウクライナへの侵攻とその後の企業対応を例にして～」開催報告

報告者：磯　井　美　葉（第一東京弁護士会）

１．2024 年 1 月 18 日（木）午後 6 時から 8 時にわたり、第 101 回国際人権に関する研究会「武力紛争とビジネスと人権～ロシアのウクライナへの侵攻とその後の企業対応を例にして～」が開催された。

２．1 つ目の基調講演は、英国エセックス大学ビジネス人権センター教授の Tara Van Ho 氏から、武力紛争下におけるビジネスと人権について、以下のとおりの解説があった。

まず、企業が経済活動をする国で紛争が起きた場合、経済的コストや、安全面のコストのみならず、状況によっては紛争を起こした権威主義的な政権を、納税その他の経済活動を通じて利することとなり、人権侵害につながるリスクが大きく、それを適切に評価、考慮する必要がある。

そして、ビジネスをする上での留意点として、紛争の前兆となる 3 つの指標が挙げられる。つまり、①権威主義的な政権下にある、②近代における紛争の歴史がある、③人びとの間の格差が極端に大きい、という特徴を持つ地域は、高い確率で紛争が起きるということである。①や②はわかりやすいが、③は、例えばパレスチナ人はイスラエルの支配下において、アパルトヘイトにも例えられるような差別を受けており、これが過激な武力衝突につながっている。ビジネスセクターは、ときにビジネスチャンスを取るために、これらの予兆と紛争の危険性を低く評価してしまうことがあるが、紛争が始まった場合、結局様々なコストと逆風の中で対応する必要が生じ、長期的な視点ではさらに難しい状況に置かれることになる。

また、紛争状況の下では、国際人権法だけでなく、国際人道法が特別法として適用されるため、企業の活動ポリシーの中でも、国際人道法を十分考慮に入れる必要がある。国際人道法は、紛争そのものから人を守るものではなく、紛争の中の最悪の形態から人を守るもので、武力行使のほか、難民の位置付け、援助の方針など、国際人権法の観点だけでは不十分なものをカバーする。人権デューデリジェンス（以下「人権 DD」という。）では、国際人道法を考慮しつつ、様々なステークホルダー（従業員、組合、コミュニティ、NGO、紛争当事者、サプライヤ

ーと消費者）の属性を検討する必要がある。

さらに、紛争状況下の特徴として、ステークホルダーの立場が短時間で変化するため、人権 DD では、継続的なモニタリングが欠かせない。状況の変化に十分留意していないと、企業活動が、単に紛争を黙認している状態から、関与、さらには紛争に貢献している状況に容易に陥ってしまう。

３．２つ目の基調講演は、ウクライナ人の Nataliya Popovych 氏から、長年、ビジネスに対する人々の評価を向上させるための取組を続け、ウクライナ戦争が起きてからは、”Business for Ukraine （B4Ukraine)”という NGO の役員として、ロシアからの外国企業撤退を促進するための活動をされている立場から、以下のとおり、多国籍企業のロシア事業への影響と課題について、財政上のデータなどとともに、具体的な紹介があった。

ロシアはすでにウクライナの一般市民に対する攻撃など、多数の戦争犯罪を犯している。また、「ロシアの国境は止まらない」とキャンペーンをしているが、法の支配に反する。

しかし、日本はウクライナ侵攻後もロシアで企業活動を継続している国のトップ 5 に入っている（米国、ドイツ、英国、日本、フランス)。ロシアに進出している日本企業のうち、ロシアから完全撤退した企業の数は限られており、100 社以上の日本企業が残留して経済活動を続け、ロシア政府に多くの金額を納税している。また、ロシアでは紛争後日本からの車両の輸入が急増（紛争前に比べて 8 割増加）しているが、一部は軍事目的に使われていることも推測される。また、ドイツと日本は、ロシアにおける CNC（Computer Numerical Control、コンピューター数値制御）のシェアが高いが、これらの技術は、戦争のための高性能の武器生産に寄与している。日本政府はウクライナに対して多額の支援をしているが、その一方で、日本企業がウクライナ戦争で収益を上げているともいえる状況で、その金額は支援の約半分にも相当する。

残留企業は、ロシアに収益を依存しているから撤退できないのではなく、多くは世界的企業であり、ロシアでの収益は、全体のごくわずかに過ぎない。撤退の決断をしないのは非常に残念であり、ウクライナを支援するという日本政府の方針と矛盾している。日本企業は傍観者にならないでほしい。

４．続いて、コメンテーターとして、湯川雄介会員（東京弁護士会）から、ミャンマーのクーデターを間近に見た経験も踏まえて、１つには事実認識、2 つ目は規範の理解の点について、以下のとおりのコメントがあった。

事実認識としては、まず、当該国に進出するときの分析が重要だが、ミャンマーに関してはクーデターは寝耳に水であり、問題が生じ得るという認識は高くな

かった。Tara Van Ho 氏の御指摘の通り、その後も具体的かつタイムリーに分析する必要があり、ミャンマーでも、クーデター前は軍とつながりのなかった取引先が、現在では軍とつながらざるを得なくなっている。

また、規範の理解の点では、国連のビジネスと人権に関する指導原則のフレームワークは平時から十分理解して備えておく必要がある。フレームワーク自体は国・地域を問わず等しく適用されるものであって、状況に応じて変えるべきではないが、その適用の場面においては、紛争影響国の特殊性を踏まえて、他の人権侵害が発生しないようにするなど適用を工夫するはあり得る。その際には UNDP や OHCHR の手引きも参照する必要がある。

5．続く質疑応答では以下のとおりのやり取りがあった。

Q1　ロシアから完全撤退すべきならば、他にも人権侵害に加担している中国や、イスラエル、さらにはイスラエルを支援するアメリカからも撤退すべきなのか。

A1（Tara Van Ho 氏）企業活動において、考えるべきことは多岐にわたるが、自分たち企業が誰と関係しているのか、納めている税金がどう使われているか、企業のふるまいに影響する法的枠組みなどを特に考慮する必要がある。例えば、中国国内で繊維産業に関わる場合、新疆ウイグルの人権侵害に関与し得るリスクは小さくないし、イスラエルで金融サービスを提供する場合も、取引先によって様々なリスクがあり得る。政府に素材を提供する場合は、それが戦争犯罪につながるかもしれないことを想起する必要がある。また、特にロシアの場合は、公共調達のみならず、軍事費が増大しており、税金の使途にも意識を向ける必要がある。一方、例えばアメリカでは、連邦よりも州において、警察が黒人差別的な捜査を行う場合があるなど、具体的な状況に目を向けると、簡単な正解はない。人権面で負の影響を受けるステークホルダー、つまりロシア・ウクライナ紛争についてはウクライナ市民、中国では新疆ウイグルの人たちがどういうスタンスか、撤退を求めているか、という点も重要だ。

Q2　B4Ukraine のこれまでの成果、グッドプラクティスはどのようなものか。

A2（Nataliya Popovych 氏）ロシアで営業を継続している Mondelez（オレオなどを製造している菓子メーカー）に対して、重要サプライヤー（北欧企業）が取引停止のプレッシャーをかけ、その株主も懸念を表明した例がある。ただし我々は B4Ukraine のような NGO の活動が不必要になることを望んでいる。ロシアにいる企業が事業活動を撤退し、ロシアを孤立化させ、軍事化させないようにすることを目指して引き続き活動中だ。今年は「撤退の年」としたい。

Q3　弁護士へメッセージを。

A3（Tara Van Ho 氏）人権 DD に必要なスキルは、一般的にもそうだが、特に紛

争影響国において求められることとして、丁寧に話を聞く、相手の話を聞いてから発言することであり、法律家に必要なスキルとして学んできたこととは違う点に気を付けてほしい。法務部の中に人権 DD チームがあると、コンプライアンスしか気にしなくなってしまうが、本当に人権侵害をしないためには別のスキルが必要である。

以　上

※この報告書の内容は、発言者個人の見解であって当連合会としての見解ではありません。